

出産育児一時金等代理申請・受取請求書等の請求に係る留意点について

標記について、下記にご留意のうえ、ご請求をいただきますようお願いいたします。

記

令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、出産育児一時金等の支給額が 40万8千円 から **48万8千円** になります。それに伴って、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額は 50万円 となります。

つきましては、令和5年4月1日出産分以降において、出産育児一時金等代理申請・受取請求書の作成の際、金額の記載にご留意いただきご請求いただきますようお願いいたします。

【担当】 管理部 業務管理課 第2係
電話 06-6949-5336